

安全・安心な展示会 PR 支援事業助成金交付要綱

4公東観コ誘第 13 号

令和3年4月1日制定

令和4年4月1日改正

(通則)

第1条 公益財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)が実施する、安全・安心な展示会 PR 支援のための助成金(以下「助成金」という。)の交付については、本要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、東京で開催される展示会の主催者による、同業種の海外展示会や業界専門誌等への当該展示会の安全・安心に係る取組に関する情報発信に要する経費の一部を支援することで、東京が安全・安心な MICE 開催都市であることを広く海外に発信することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 展示会

商談やPRを主目的とした展示会。原則として、同一の期間・会場・業種・主催者により、参加登録を一元的に管理する場合、複数の名称を持つ展示会でも1つの展示会とみなす。

(2) 主催者

展示会を主催する企業体(業界団体、媒体社、展示会主催企業、流通会社等)

(3) 開催形式

(ア) 通常開催: 複数の出展者や来場者が一同に会する物理的な場所において行われる展示会の開催形式

(イ) オンライン開催: 通常開催の展示会の場所に在所しない出展者や来場者が、インターネット等の手段を用いて、オンラインにて行われる展示会の開催形式

(ウ) ハイブリッド開催: 上記(3)(ア)及び(イ)の両方の性質を持つ開催形式

(4) 海外出展社数

原則として、通常開催の展示会において、団体・企業等がその拠点を置く国以外で開催される展示会に、人を伴い商品等の出展を行う場合の出展者数。ハイブリッドの場合は、これにオンライン出展(登録)社数を加えた数

(5) 海外来場者数

通常開催の場合は展示会場への実際の来場者数。ハイブリッド開催の場合は、これにオンライン参加のみの参加(登録)者数を加えた数

(6) 「安全・安心な展示会」PR 活動(以下「PR 活動」という。)

東京で開催される展示会の主催者が、当該展示会への海外からの来場者となりうる層に対し、同業種の海外展示会や業界専門誌等への広告掲出や、当該展示会公式 WEB サイト等において、主催展示会の開催にあたり配慮している感染防止対策などの安全・安心な取組について情報発信・PRを行うこと

(助成金交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者(以下「助成事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 第5条に定める展示会を主催し、第6条に定める助成対象事業を自らの費用で実施し、指定期間内に完了(支払い含む)できるもの

(2) 展示会を都内で開催した実績がある、または、展示会業界団体に加盟していること

(3) 以下のいずれにも該当しないこと

- (ア) 東京都の政策連携団体及び事業協力団体
- (イ) 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする団体
- (ウ) 申請時から起算して過去5年間の重大な法令違反等の事実がある
- (エ) 都税の未納がある
- (オ) 同一の内容で、国・都道府県・区市町村・東京都の政策連携団体・事業協力団体等から補助を受けている、受ける予定がある
- (カ) 東京都暴力団排除条例(以下「暴排条例」という。)に規定する暴力団関係者

(助成対象展示会)

第5条 助成の対象となる展示会は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 東京都内で開催され、海外からの来場者を見込む通常開催またはハイブリッド開催の展示会であること(オンライン開催のみは助成対象としない)。
- (2) 以下のいずれの内容にも該当するものでないこと。
 - (ア) 会議等に付随する展示会
 - (イ) 特定企業(またはその製品等)のPRが主目的となるプライベートショー等
- (3) 展示会の開催にあたり、国や東京都、業界団体等による開催ガイドラインに沿った感染防止対策などの必要な取り組みが行われる予定であること。
- (4) UFI 認証*または JECC 認証**を受けている、または主催者が海外出展者数及び海外来場者数をインターネットなどにより広く情報公開している(または情報公開する予定がある)展示会であること。
 - *UFI(国際展示会連盟)の定める基準を満たしたものの。
 - **JECC(日本展示会認証協議会)の定める基準を満たしたものの。
- (5) 国または地方自治体が主催するものでないこと。
- (6) 政治または宗教活動を目的とするものでないこと。
- (7) 公序良俗に反するものではないこと。

(助成対象事業等)

第6条 財団は、助成事業者が新たに取り組む別表1-1の助成事業の欄に掲げる PR 活動を行うために必要な経費のうち、助成金の交付の対象として必要かつ適当と認める経費(以下「助成対象経費」という。)について、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

- 2 助成対象経費は、別表1-1の助成対象経費の欄に掲げるものとする。なお、同表の助成対象外経費の欄に掲げる経費については、助成金の交付対象にしないものとする。
- 3 助成対象事業は、原則として、【令和4年5月1日から令和5年3月20日まで】の間に実施完了(広告媒体の原本の発行、またはWEBサイト等において広く一般に公開・周知の開始が確認でき、かつ、その経費の支払い完了までを含む)するものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、別表1-2に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成事業者が助成金の交付を受けようとする場合は、安全・安心な展示会 PR 支援助成金交付申請書(第1号様式)(申請書に記載の添付書類含む)を財団に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 助成事業者は、前条の規定に基づく交付の申請、第15条の規定に基づく申請の取消若しくは変更の申請、第17条の規定に基づく事故の報告、第18条第1項の規定に基づく実績報告、

又は第20条第1項の規定に基づく支払請求(以下「交付申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第10条 財団は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第11条第3項の規定に基づく回答、第13条の規定に基づく通知、第15条第2項の規定に基づく取消若しくは変更の承認、第16条若しくは第17条の規定に基づく指示、第19条の規定に基づく通知、第21条第1項の規定に基づく取消、第22条の規定に基づく返還命令、又は第23条第1項及び第2項の規定に基づく納付命令について、助成事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

(事業の事前着手)

第11条 助成対象事業の着手は交付決定通知後でなければならない。

- 2 助成対象事業について、助成金の交付決定前にその一部に着手する場合は、事前着手となる理由を付した届出(第2号様式)を財団に提出し、承認を得なければならない。
- 3 財団は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を安全・安心な展示会 PR 支援事業に係る交付決定前事前着手について(回答)(第3号様式)により助成事業者へ通知する。

(審査)

第12条 財団は、助成対象展示会としての適格性、助成対象事業内容等を審査するため、「安全・安心な展示会 PR 支援助成金審査会」(以下「審査会」という。)を設置し、本事業の予算の枠内で、助成上限額を決定する。また、別途本審査に係る「安全・安心な展示会 PR 支援助成金審査要領」を定め、適正に審査を行うこととする。

(助成金の交付決定)

第13条 財団は、審査会の結果に基づき、助成金額等を決定し、安全・安心な展示会 PR 支援助成金交付決定通知書(第4号様式)、又は安全・安心な展示会 PR 支援助成金不交付決定通知書(第5号様式)により主催者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第14条 財団は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間にかかる部分については、この限りではない。

(申請の取消し等)

- 第15条 助成事業者は、天変事変その他の事情変更等により申請事業の取消又は内容に変更が生じたときは、安全・安心な展示会 PR 支援事業に係る【取消・変更】申請書(第6号様式)を財団に提出し、承認を得なければならない。
- 2 財団は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を安全・安心な展示会 PR 支援事業に係る【取消・変更】承認通知書(第7号様式)により助成事業者へ通知する。

(非常災害の場合の措置)

第16条 非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、財団が指示するところによる。

(事故報告)

第17条 助成事業者は、申請書に記載した期間において助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び状況を、安全・安心な展示会 PR 支援事業に係る遅延等報告書(第8号様式)により財団に報告し、その指示を受けなければならない。

2 主催者は前項の報告に基づき必要な指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(実績報告)

第18条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに安全・安心な展示会 PR 支援事業実績報告書(第9号様式の1)(報告書に記載の添付書類を含む)を財団に提出しなければならない。

2 助成事業者は、助成対象展示会終了後速やかに、安全・安心な展示会 PR 支援事業助成対象展示会出展者数等報告(第9号様式の2)を財団に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第19条 財団は、前条の規定により主催者から提出された事業実績報告書等の内容を調査し、助成対象事業の成果が交付決定の内容に適合していると認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、安全・安心な展示会 PR 支援助成金額確定書(第10号様式)により、主催者に通知する。

(助成金の支出)

第20条 主催者は、前条の規定により助成金の額の確定を受けた場合(以下「確定払い」という。)には、安全・安心な展示会 PR 支援助成金交付請求書兼振込依頼書(第11号様式)により助成金の支払い申請をすることができる。

2 財団は、前項による主催者からの請求により、助成金の支出をすることができる。

(交付決定の取消し)

第21条 財団は、主催者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、通知した助成内容の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき
- (2) 本要綱に定める助成要件を欠いたとき
- (3) 虚偽の記載その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 主催者が第4条(3)に記載の内容に該当するに至ったとき
- (5) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき
- (6) その他理事長が必要と認めるとき

2 前項の場合において、財団は、その内容を直近の審査会に報告するものとする。

(助成金の返還)

第22条 財団は、交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第23条 主催者は、前条の規定により助成金の返還を求められたときは、当該請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 主催者は、助成金の返還を請求された場合において、これを納期日までに返納しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で掲載した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前2項の規定による年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 4 財団は、やむを得ない事情があると認めるときは、主催者の申請に基づき当該違約金の全部又は一部を免除することができる。

(違約加算金及び延滞金の計算)

- 第24条 財団が前条第1項の規定により違約加算金の納付を請求した場合において、主催者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 2 財団が前条第2項の規定により延滞金の納付を請求した場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(帳簿等の整理保管)

- 第25条 主催者は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を会計年度の終了後、5年間整理保管しなければならない。

(検査)

- 第26条 主催者は、財団が事業の運営及び経理などの状況について検査を求めた場合、又は助成対象事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(処務)

- 第27条 本要綱に係る処務は、財団コンベンション事業部において処理する。

(その他)

- 第28条 この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1-1(安全・安心な展示会 PR 支援に係る助成金事業及び助成対象経費等)

<p>助成事業</p>	<p>助成対象者が行う PR 活動に係る以下の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海外関連展示会ショーレポート、業界紙等における紙面広告出稿^{※1} 2 海外関連展示会公式 WEB サイト等における誘導広告出稿 ^{※2} 3 助成対象展示会公式 WEB サイトにおける「安全・安心な展示会」PR ページ制作 ^{※3} 4 その他、安全・安心な展示会 PR のために理事長が必要と認める事業 <p>※原則として、事業3は、事業1又は2と合わせて実施する場合のみを助成対象とする。</p> <p>※いずれの事業についても、「安全・安心な展示会」PR に関する内容が、原則として広告ごとの掲出面積の 1/2 以上(複数掲出の場合は、掲出内容が異なるものそれぞれについて)とみなされる場合にのみ、助成対象とする。</p>
<p>助成対象経費</p>	<p>上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広告出稿費(紙面、デジタル媒体確保に要する費用等) 2 広告制作費(デザイン費用等) <ol style="list-style-type: none"> ①上記事業1又は2の制作に要する費用 ②上記事業3における「安全・安心な展示会」への取組紹介ページ新規制作に要する費用^{※4} 3 初めて取得する展示会統計に係る第三者認証取得費 4 その他、特に必要と認められる経費 <p>※寄付金又は広告収入等があった場合は、助成対象経費から当該金額を控除する。</p> <p>※契約の予定額が、1 件あたり 100 万(税込み)を超える場合には、特段の事情がある場合を除き、複数者からの見積を比較し、最も経済的な相手方と契約を行うこと。</p>
<p>助成対象外経費</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施にかかる消費税及び地方消費税相当額 2 付加価値税(VAT) 3 各種手数料 4 本事業の支援対象案件として交付決定を受ける前の経費 5 他の助成金等の助成制度の対象となった経費 6 その他、助成内容として適切でない経費(上記助成対象経費以外の経費、本事業の実施にあたり資本関係のある事業者へ業務委託した場合の経費等)

※1 助成対象展示会に先立ち海外にて開催される関連展示会のショーレポート、または関連業界紙等において、助成対象展示会開催にあたり配慮している安全・安心な取組を主として記事体広告で紹介し、海外からの当該展示会への来場が喚起されるもの。

※2 助成対象展示会に先立ち海外にて開催される関連展示会の公式 WEB サイトや、関連業界情報ポータルサイト等において掲載されるデジタル広告(静止画、動画等の様式は問わない)で、助成対象展示会公式 WEB サイト(以下※3)への誘導を行う広告

※3 本助成を受けて、助成対象展示会公式 WEB サイト内に新規制作する「安全・安心な展示会」開催に向けた取組を紹介するページ。

※4 原則として、WEB サイトデザイン費用及び多言語対応にかかる翻訳費用を対象とする。翻訳費用については、日本語以外で、助成申請時点で対応していない多言語の新規ページ制作のみ対象とする。

別表1-2(安全・安心な展示会 PR 支援に係る助成金の額)

財団が助成事業者に交付する助成金の額は、次に掲げる額とする。

1 助成率

助成対象展示会1件につき、助成対象経費の2分の1以内(1,000 円未満の端数切捨て)

2 助成限度額

助成対象展示会1件につき、2,000 千円

ただし、同一の助成対象者に対する同一年度内の交付上限額は 2,000 千円とする。